

㈱稚内振興公社無料送迎バス運行規則

平成 21 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、㈱稚内振興公社無料送迎バス（以下「送迎バス」という。）の運行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の目的)

第 2 条 送迎バスは、稚内市内公共施設利用者の送迎に利用する。ただし、利用が非営利目的であり社会性・福祉性が高く、代表取締役が必要と認めた場合は、この限りでない。

(運行路線等)

第 3 条 送迎バスの運行路線、回数、時刻、停留所等については、㈱稚内振興公社が別に定める。ただし、その都度の状況によって変更できるものとする。

(利用料金)

第 4 条 送迎バスの利用料金は、無料とする。

(責任の範囲)

第 5 条 送迎バスを使って公共施設を利用する者の乗車時から降車時までの安全は、当社が責任を負うものとする。

(運休措置)

第 6 条 異常気象時又は降雪、凍結時等における送迎バスの運行は、運行責任者が危険とみなした場合は、運休するものとする。

(申込方法)

第 7 条 送迎バスの利用希望者は、前各条の規定を了承の上、㈱稚内振興公社送迎バス利用申込書(別記様式)により申し込むものとする。

第 8 条 ㈱稚内振興公社は申込書の内容を審査し(別記様式)の承諾書を交付する。

第 9 条 送迎バスの運行責任者及び運転手は、別記のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。